調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　火山対策官は、命を受けて、管理課の所掌事務に関する火山災害の防止に係る重要事項についての企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

（地震津波防災推進室及び地震津波監視・警報センター並びに国際地震津波情報調整官）

第四十一条　地震津波監視課に、地震津波防災推進室及び地震津波監視・警報センター並びに国際地震津波情報調整官一人を置く。

2　地震津波防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　災害の防止のための地震動及び津波の予報及び警報に関すること（管理課及び地震火山技術・調査課並びに国際地震津波情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務（地震津波監視課及び地震予知情報課並びに地震津波監視システム企画調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　地震津波防災対策室に、室長を置く。

4　地震情報企画官は、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十一条第一項に規定する関係行政機関、大学等の調査結果等の収集に関する企画及び立案並びにこれらの関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

5　地震津波監視システム企画調整官は、次に掲げる事務のための情報システムの整備及び運用に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　地震動及び津波の予報及び警報に関すること。

二　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

三　地震に関する情報の収集及び発表に関すること。

（国際地震津波情報調整官、地震動予測モデル開発推進官及び津波予測モデル開発推進官）

第三十九条　地震津波監視課に、国際地震津波情報調整官、地震動予測モデル開発推進官及び津波予測モデル開発推進官それぞれ一人を置く。

2　国際地震津波情報調整官は、次に掲げる事務のための国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　地震に関する情報の収集及び発表の実施に関すること。

二　津波の予報及び警報の実施に関すること。

二　災害の防止のための地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課の所掌に属するものを除く。）。

三　災害の防止のための地震に関する情報の収集及び発表に関すること（地震火山技術・調査課及び国際地震津波情報調整官の所掌に属するものを除く。）。

3　地震津波防災推進室に、室長を置く。

4　地震津波監視・警報センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震動及び津波の予報及び警報の実施に関すること。

二　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の実施に関すること。

三　地震及び地動並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の収集及び発表の実施に関すること。

四　地震に関する情報の収集及び発表の実施に関すること。

五　地震及び地動に関する測器の保守及び管理の実施に関すること。

5　地震津波監視・警報センターに、所長を置く。

6　国際地震津波情報調整官は、次に掲げる事務に関する国際的な連携に関する企画及び立案並びに関係行政機関、外国の行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

一　津波の予報及び警報に関すること。

二　地震に関する情報の収集及び発表に関すること。

（火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官）

第四十二条　火山監視課に、火山防災推進室及び火山監視・警報センター並びに火山機動観測管理官及び火山活動評価解析官それぞれ一人を置く。

2　火山防災推進室は、次に掲げる事務に関する企画及び立案並びに関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

3　地震動予測モデル開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地震動予測モデルの開発及び改良の推進に関すること。

二　地震動予測モデルの運用に関する指導に関すること。

4　津波予測モデル開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　津波予測モデルの開発及び改良の推進に関すること。

二　津波予測モデルの運用に関する指導に関すること。

（地殻活動監視技術開発推進官及び評価解析官）

第四十条　地震予知情報課に、地殻活動監視技術開発推進官及び評価解析官それぞれ一人を置く。

2　地殻活動監視技術開発推進官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大規模な地震の発生を予知するための地震及びこれに関連する輻射に関する観測に関する事務のうち地殻活動の観測に